

みんなで確認しよう

原子力防災のしおり

< 2 >

焼津市の原子力災害への対応と備え編



静岡県焼津市

この「しおり」は、焼津市ホームページの「原子力災害対策」に掲載された各ページを冊子のように印刷できるようにしたものです。このため、図表やイラスト、写真などの表現やレイアウトがホームページと異なる場合があります。

～ 市ホームページの掲載内容 ～

- 1 原子力災害を知るために
- 2 焼津市の原子力災害への対応と備え
- 3 原子力災害が発生したら・広域避難計画
- 4 広域避難先とガイドマップ

2. 焼津市の原子力災害への対応と備え

原子力災害に備えて

焼津市は、浜岡原子力発電所で原子力災害が発生したときに備え、次の対策をしています。

まず、1 つ目に浜岡原子力発電所から概ね 31km 圏内にあるため、原子力災害対策を重点的に行う地域として、UPZ（ユーピーゼット：緊急時防護措置を準備する区域）に定められています。これにより、万が一原子力発電所に事故があった場合に速やかな避難を行えるよう「焼津市原子力災害広域避難計画」を定めています。

2 つ目に、市内の放射線量の測定を行っています。市内には、静岡県が設置したモニタリングポストがあり、空間放射線量を常時監視しています。観測データは、市役所本庁舎や大井川庁舎のロビーに設置した大型表示装置により常時監視結果を公表しています。また、市が独自に放射線量を測定できるように、放射性物質を測定するための測定器など原子力防災資機材の整備を進めています。これを使い、市内の空間放射線量の測定を行っています。

3 つ目に、緊急の事態に備えるための訓練や情報収集、啓発活動を行っています。実効性のある原子力防災訓練として、静岡県や関係市町等の職員や市民が参加する図上訓練や住民避難訓練などを実施しています。また、静岡県や関係市町等の職員が集まり、定期的に意見交換や情報収集を行っています。啓発活動としては、原子力防災や広域避難のしくみなどについて、市職員が地域に出向いて開く「出前講座」を行っています。

環境放射線の測定（モニタリングポスト）

県では、原子力防災対策強化の一環として、浜岡原子力発電所周辺 10～30Km 圏内に、モニタリングポスト（空間の放射線を常時監視する施設）を設置しています。焼津市には 20130327、市役所大井川庁舎近くの防災倉庫敷地内（大井川交番隣）に設置されています。

焼津市のモニタリングポストは、2013 年（平成 25 年）4 月 1 日から運用が開始されています。観測結果はモニタリングポストの電光掲示板に放射線量が表示されるほか、県のホームページや市役所本庁舎 1 階・大井川庁舎 1 階のロビーで測定値を見ることができます。



関連リンク

静岡県環境放射線監視センターのホームページをご覧ください。

焼津市原子力災害広域避難計画

原子力災害広域避難計画

東日本大震災後、浜岡原子力発電所から31km圏内が、原子力災害対策重点区域に設定され、これに伴い、焼津市を含めた浜岡原子力発電所周辺11市町は、避難計画を策定することになりました。

焼津市では、市民の避難先となる静岡県の東部6市町、神奈川県及び埼玉県の20市町と住民の受入れの調整を行い、避難の基本的な流れが整ったことから、令和4年3月に「焼津市原子力災害広域避難計画」を策定しました。

この計画は、避難などの判断基準、避難先、避難手段などの基本的事項を定めたものです。この計画については、さらに実行性のある計画とするよう、今後も避難先の関係自治体などとの調整や協議を行うとともに、各種マニュアルなどの整備を進めています。

詳しくは、焼津市ホームページに掲載されている下記のファイルをご覧ください。

- ・ 焼津市原子力災害広域避難計画(令和6年3月修正)



避難の方法と避難先

市ホームページでは、焼津市原子力災害広域避難計画に基づいた避難の方法や避難先を紹介しています。こちらのページもご覧ください。

「原子力災害が発生したら・広域避難計画」では、原子力災害のときにどのような指示が出され、どのように行動すればよいかという対応方法を説明しています。

「広域避難先とガイドマップ」では、原子力災害が発生したときの広域避難先と、自家用車で避難する際の避難先までの経路を説明しています。

安定ヨウ素剤について

安定ヨウ素剤は、体内に取り込まれる放射性ヨウ素が甲状腺に集まることを防ぎ、甲状腺がんの発生リスクを軽減する効果があります。

安定ヨウ素剤の服用は、原子力規制委員会の判断に基づき、国又は県や市の指示で行います。

市では、緊急時に速やかに安定ヨウ素剤の持ち出しができるように十分な量を市内に分散して備蓄しています。



配布される安定ヨウ素剤
(丸薬:左側と内服ゼリー剤 2 種)

安定ヨウ素剤服用の目的と効果

原子力災害の際には、放射性ヨウ素や放射性セシウムなどの放射性物質が放出されることがあります。

このうち放射性ヨウ素は、呼吸や飲食物を通じて体内に取り込まれると、のどの甲状腺に集まり、将来、甲状腺がんを発生させる可能性があります。

安定ヨウ素剤を服用することで、体内に取り込まれる放射性ヨウ素が甲状腺に集まることを防ぎ、内部被ばくを防止・低減する効果が 24 時間程度続きます。これにより、甲状腺がんの発生リスクを低減することが期待されます。

ただし、安定ヨウ素剤には、外部被ばくや、放射性ヨウ素以外の内部被ばく防止には効果がありません。

このため、早期の屋内退避や避難などの防護措置が最も大切です。

服用を優先すべき対象者

服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦、未成年者（乳幼児を含む）です。40 歳以上の方は、服用する必要性は低いとされています（妊婦、授乳婦を除く）。

服用のタイミング・配布場所

◆**服用のタイミング**：服用は、国の原子力規制委員会が判断し、原子力災害対策本部（内閣総理大臣）又は県や市の指示により行うこととされています。服用は原則 1 回で、服用指示に基づいて行います

◆**配布場所**：安定ヨウ素剤を配布する場所や日時は、焼津市が含まれる UPZ 圏内（緊急時防護措置を準備する区域）に国県より、原子力災害発生後に発表されます。



服用量・注意すること

服用量は年齢に応じて決まっています。なお、適切な服用量を超えて服用しても効能や効果を高めることはありません。適切な服用量を守る必要があります。

静岡県では、丸剤と幼児用のゼリー剤を使用します。

安定ヨウ素剤の服用で重篤な副作用が起こることはまれですが、注意が必要です。

安定ヨウ素剤の服用量

対象者		薬剤
3歳未満	生後1か月未満	ゼリー剤 16.3 mg を1包
	生後1か月以上～3歳未満	ゼリー剤 32.5 mg を1包
3歳以上	3歳以上～13歳未満 ※	50mg 丸剤を1丸
	13歳以上	50mg 丸剤を2丸(100mg)

(※) 丸剤が服用できない場合には、ゼリー剤(例: 丸剤 1丸 50mg=ゼリー剤 16.3mg+32.5mg)に変えて服用することができます。

◆服用できない方

安定ヨウ素剤の成分やヨウ素に対して、過敏症の既往歴のある方

◆慎重に使用する必要がある方

ヨード造影剤過敏症の既往歴、甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症、腎機能障害、先天性筋強直症、高カリウム血症、低補体血症性じんましん様血管炎の既往歴、ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴、肺結核(これらの既往歴に心当たりがある方は、主治医に相談しておかれると安心です)

【お問い合わせ】

所属課室: 焼津市防災部地域防災課 地域防災担当

住 所: 郵便番号 425-0041 静岡県焼津市石津1丁目6-1(消防防災センター2階)

電話番号: 054-623-2554

ファクス番号: 054-625-0132

Email: tiikibousai@city.yaizu.lg.jp